



第7章
計画の推進



第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を具体的かつ効果的に推進していくためには、市はもとより市民・事業者の主体的な参加と実践が必要不可欠です。めざす環境像を実現するため、各主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して施策に取り組みます。

なお、広域的な取組を必要とする施策の実施にあたっては、国、県や近隣市町、団体などと協力してその推進に努めます。

本計画の環境指標の達成状況や各施策の実施状況等は、「飯能市環境基本計画年次報告書」としてまとめ、飯能市環境審議会に報告し、公表します。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、環境マネジメントシステム*を活用し、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Act）を繰り返すPDC Aサイクルによる継続的な改善を図ります。

